

平成 29 年度農地中間管理事業活動方針

H29.4.28 現在

I 機構体制

現地推進員を 2 名増とし、全市町村を網羅できる体制とする。
このことにより、地域に密着した取り組みの実現を図っていく。

II H29 年度主たる活動内容

● 県段階

「中間管理事業連絡会」を年 5 回程度開催

構成員：農政局島根支局、県（農業経営課、農村整備課、農地整備課）、県農業会議、JAしまね、土地改良連合会

時 期：H29. 4 月、（6 月、9 月、1 月、3 月）（ ）内は予定時期

- ①推進方針決定
- ②実施状況に係る情報共有
- ③関連補助事業に係る情報共有
- ④課題整理⇒検討⇒対策決定


市町村段階への情報提供、助言等

● 現地段階

☆農家に対する意向確認

対応：農業委員、最適化推進委員

内容：市町村、農業委員会事務局を窓口とし、農地の貸し借りの案件については機構推進員へ情報提供を行い、市町村、円滑化団体、農業委員会事務局協力の基でマッチング活動を行い、事業実施に向けての取り組みを行う。
なお、各種関連補助事業のアドバイス、農家からの意見、要望の集約については、農政局島根支局の協力を得る。

☆農地整備事業に係る中間管理事業への取り組み

対応：県調査計画スタッフ、市町村段階整備関連担当部署（含：土地改良区）、土地改良連合会

内容：・農家からの整備要望等に対しては、市町村段階整備関連担当部署、県調査計画スタッフへ情報提供を行い、協議・調整を行う。
・基盤整備実施地区についての現地説明会へは、土地改良連合会に参画してもらい、換地手続き等について助言をもらう。

＝会議等の開催予定＝

「農地中間管理事業と関連する整備事業に関する意見交換会（仮称）」の実施

参集範囲：県段階、市町村段階の整備担当部署及び中間管理事業担当部署、土地改良区、機構

内 容：中間管理事業の進め方の検討、関連する整備事業の情報共有等

☆集落営農組織に対する農地集積支援

県公社集落営農コーディネーターが県普及部協力の基、集落営農の広域化等に向けて推進を行い、農地集積案件についての情報を機構推進員へ繋げ、市町村等の協力を得て集落内の農地について中間管理事業の活用を促進していく。